

水道局からのお知らせ

公共下水道を計画的に整備します ～主な整備予定地区のご紹介～

- 水道局では、昭和27年に公共下水道事業に着手して以来、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図るため、市街化区域を対象に計画的に整備しています。
- 平成28年度末の整備状況は、処理区域内人口472,000人、行政区域内人口に対する普及率は79.0%となっています。
- 現在は、清和地区と吉野地区において整備を進めています。
- 整備にあたっては地元説明会等を実施し、その翌年度以降に工事を行っています。
- 29年9月に下田町下田団地付近の市民の方を対象に地元説明会を開催し、工事内容や必要な手続き等について説明しました。



※詳しい位置や下水道の整備については、お問い合わせください。

【下水道建設課 TEL: 213-8538】

悪質な訪問営業(宅地内の排水管の点検・清掃)にご注意ください

- 「調査・点検などと称して、宅地内の排水管を調査して『管が汚れている』と言って清掃等をしつこく勧める不審な業者が来た」との情報寄せられています。宅地内の排水管の管理につきましては次のことをご理解の上、対応していただきますようお願いいたします。

1. 宅地内の排水管は個人の財産ですので、使用者等が管理する必要があります。
2. 水道局が業者に依頼して、宅地内の排水管を調査・点検することはありません。
3. 排水管が汚れていても、特に排水に支障がなければすぐに清掃が必要になるとは限りません。
4. もし清掃を頼まれるときも、その場ですぐに契約をせず、他の業者からも見積りをとるなど、十分に検討されることをお勧めします。



【給排水設備課 TEL: 213-8522】

給水装置などの修繕について

- 給水装置や排水設備の修繕は、水道局指定工事業者にご依頼ください。指定工事業者につきましては、水道局ホームページトップ画面下方の「お客さまへ」内の「水道局指定工事業者一覧表」に掲載しておりますので、参考にしてください。

【平日8:30～17:15 給排水設備課 TEL: 213-8521】
【上記以外 水道局(代表) TEL: 257-7111】



水道モニター募集中です

- 水道局では、「水道モニター制度」により、上下水道に対するお客様の要望や意見等をお聞きしています。モニターの皆様からいただいた貴重なご意見等は、事業運営の参考とさせていただきます。

<主な活動内容> ●上下水道施設見学会、意見交換会等への出席 (年4回・平日開催) ●モニター通信 (レポート活動)

1. 対象: 市内に住み、市の水道が公共下水道を利用している20歳以上の人
※過去2回水道モニターを経験した方は除きます。
2. 任期: 1年間(平成30年4月1日～31年3月31日)
3. 人数: 30人(応募者多数の場合は抽選)
4. 謝礼: 年間活動費(3,000円分の図書カード)、会議1回ごとに1,000円(交通費相当)
5. 応募方法: 電話、FAX、はがき、Eメールのいずれかで「住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・応募の理由」をお知らせください。
6. 締切: 平成30年2月28日(水)【消印有効】
7. 申込先: 〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号 鹿児島市水道局 経営管理課まで
TEL: 213-8507 FAX: 252-6728
Eメール: sdkeiei-kika@city.kagoshima.lg.jp



水道モニター会議の様子
(河頭浄水場施設見学)

水道料金・下水道使用料の納付は 安心便利な口座振替をご利用ください

【営業課 TEL: 213-8514・8515】
【収納課 TEL: 213-8518】

広告主募集中

- 水道局では、「使用水量等のお知らせ」(検針票)の裏面と水道局ホームページのバナー広告欄の広告を募集しています。

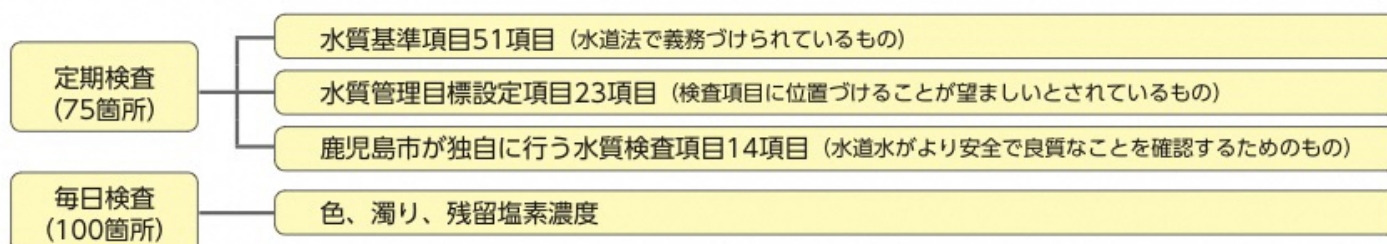
詳しくは、水道局ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

【「使用水量等のお知らせ」に関すること 営業課 TEL: 213-8514】
【バナー広告に関すること 経営管理課 TEL: 213-8507】

安心・安全でおいしい水をお届けするために ～水道水の水質検査結果と計画～

鹿児島市の水道水は、検査の結果、水質基準に全て適合しています。安心してお飲みください！

水質基準は、国が定めた水道水の品質に関する基準で、生涯飲み続けても人の健康に影響がない、安全性を十分考慮した数値です。水質検査結果については、水道局情報コーナー、水道局ホームページ等で公表しております。または、配水管理課水質係までお問い合わせください。水道局では、水道水を安心して飲んでいただくため、水道法に基づく検査によって定期的に安全性を確認しています。浄水場や水源の配水系統ごとの検査地点75箇所、定期検査を実施するとともに、必要が生じた場合には、臨時の水質検査を実施します。



水質検査の様子

○検査計画の詳細については、水道局ホームページでも公表しています。

【配水管理課 TEL: 238-2555】